

八幡宇佐宮御託宣集について ——原託宣集と現託宣集——

新間水緒

「八幡宇佐宮御託宣集」(以下託宣集と略称する)は、八幡神の託宣や、それに関連する官符類・諸社縁起等を集めた信仰の書である。編纂者は、宇佐宮の神宮寺である弥勒寺の社僧神吽。鎌倉時代中期、正応三年(一二九〇)から正和二年(一三一三)まで、実に二十四年の長年月を費して成ったものであった。

託宣集が書かれた事情については、神吽の序に詳しい。それによれば、神吽が活躍していたころの宇佐宮は荒廃著しく、昔日の面影は既になかったという。平家方に加担した宇佐宮に対し、源氏方の武士が、元暦元年に宇佐宮を焼き打ちしたのである。神吽はこのような状況の下、八幡信仰の根源とも言われる託宣の復興をめざし、二十四年の歳月をかけて資料を集めつつ、託宣集を編纂したのであった。

現存の託宣集の完本は十六巻で構成され、各巻は「我名於波護國靈驗威力神通自在王菩薩布」という八幡神の神号にもどづいた「我」以下の標目と、「御因位部」等の内容表示を伴っている。ところが、普通の典籍において冒頭に置かれる序が、託宣集では巻三巻頭に置かれていることから、託宣集の成立の問題とも関連付けて、この序の位置が問題とされてきた。

重松明久氏は、この問題について、序に起筆し、跋に擗筆するのが普通であるとし、鎌倉時代の八幡神の神号が、「我名曰」を

除いた「護國靈驗威力神通自在王菩薩」であったこと等から、序が置かれている巻三「護」の巻以下が、託宣集の原姿であるとされたのであった(重松明久校注・訓訳「八幡宇佐宮御託宣集」解説・現代思潮社刊)。

常識的に見て、序が首巻々頭に置かれ、跋が尾巻末に置かれるのが通例の形であるとする重松氏の説は、首肯すべきであろう。二宮正彦氏の調査(『宇佐八幡託宣集の一考察』横田健一先生還暦記念・日本史論叢)によると、現存の託宣集にあっては、巻子本・和本を問わず、序が通例巻三とされる「日本国御遊化部」の前に置かれており、これは巻の配列が乱れている本にあつても同じであると言う。この事実は、託宣集の序が、もともと巻三「日本国御遊化部」巻頭に置かれていた姿を伝えるものであろう。又、託宣集を見ると、巻三から宇佐宮に関する託宣や官符類、縁起等が收められており、「八幡宇佐宮御託宣集」(傍点筆者)の名にふさわしい。巻一・二のうち、特に巻二は、九州各地の八幡宮の親子・兄弟・師弟関係等を説明することに主眼がおかれており、託宣による宇佐宮史とも言うべき巻三以下の内容とは異質であると言えよう。これらのことと総合すると、巻頭に神吽の序を持つ巻三から巻十六までの十四巻が、神吽によって編纂された原託宣集であり、巻一・二は神吽以外の別人による後補であると考える。では、神吽の編纂した原託宣集は、いかにして現託宣集となつたのであろうか。この点について考察を加えてみたい。

神吽以外の人物が巻一・二を追補しようとした時、その発想の契機となつたものが二つ考えられる。一つは、託宣集と同じ神吽の著作と推定されている「宇佐大神宮縁起」と「八幡大菩薩本末因位縁起」であり、もう一つは、託宣集の巻十五・十六の二巻で

ある。

「宇佐大神宮縁起」（以下「大神宮縁起」と呼ぶ）の内容は、
「帝位御事」・「崩御事」以下の題のもとに、応神天皇の誕生から
崩御までの事跡を記し、宇佐菱形池辺において大神比義に初めて
顯わされてからの宇佐宮の歴史と、社殿その他について記したもの
であり、その内容は現託宣集の雛形とも言えるものである。一

方「因位縁起」は、応神天皇の父母、仲哀天皇と神功皇后の事跡
から説き起こし、応神天皇からその子仁徳天皇まで四代の天皇の
事跡を記している。この「因位縁起」の内容は、前述の「大神宮
縁起」の「帝位御事」・「崩御事」に相当していることから、神吽
はまず託宣集のミニチュア版とも言うべき「大神宮縁起」を書き、
次いで応神天皇の伝記である「因位縁起」と、崩御後八幡神とな
つてからの託宣を中心にする原託宣集（巻三～巻十六）に内容
を細分化し、発展させたのではないかと考えられる。現託宣集の
巻一・二の追補者は、それを再度一つにまとめ、総合化しようと
したのである。ただし、「大神宮縁起」には現託宣集の巻二に相
当する部分はない。従って追補者は、「大神宮縁起」以外のもの
から巻二の着想を得たのであろう。それは、託宣集自身の中に存
在する巻十五・十六である。

巻十五・十六は「異國降伏事」の題が付けられているが、巻十
六の内題が「御垂迹後部」であることから、巻十五はそれ以前、
即ち「御垂迹前部」に当たると考えられる。即ち神吽は、八幡神
の宇佐垂迹以前と以後の時代に分けて、八幡神眷族の異國降伏譚
を記したのである。巻十五内部は、「神代・人代並に靈行部」・「靈
行部」・「人王代部」・「又靈行部」に分けられているが、前二者は
八幡神の祖神の時代の話が語られ、後二者は神功皇后と応神天皇

の事跡を中心に、崩御後神となり、異國降伏に活躍した話が記さ
れている。従って、巻十五は、その内容から「神代」と「人代」
に大きく分けられよう。巻十六は、垂迹後の話、即ち巻十五の
「人代」に続く話であり、その内容からも「人代」に含まれると
考えられる。そして、この巻十五・十六にわたる「人代」部こそ、
現託宣集の雛形とも言うべき部分なのである。

巻十五・十六を内容の上から見ると、巻十五の「人王代」は、
内容の上から現託宣集の巻一「御因位部」に相当し、続く「又靈
行部」は、同じく巻二「三國靈行部」に当たる。この二巻は、單
に内容のみではなく、文章自体も巻十五・十六からの引用と思わ
れる部分が多く、巻一・二の追補者が、追補に当たってかなりの
部分を依拠したと考えられる。そして巻十六「御垂迹後部」は、
宇佐に垂迹して以後の八幡神の異國降伏記事と、若宮・宮崎その
他の八幡宮の異國降伏記事とで構成されており、いわば現託宣集
の巻三から巻十六の部分（即ち原託宣集）に当たるのである。こ
のように考えると、巻一・二の追補者は、巻十五・十六の、八幡
神と直接関係の薄い「神代」の部分を除き、「人代」以後を取り
出して現託宣集の形にしたと言えよう。言い換えれば、神吽が垂
迹以前と以後に分けて編纂した異國降伏譚を、「神代」と「人代」
という異なる視点でとらえ直し、巻十五の内容をもとに巻一・二
を構成し、追補することによって、「人代」を取り出したのである。
神吽の原記宣集は、このようにして現託宣集になつたと思われる。
ところで、巻一・二を追補した人物については、巻二の中に、
原拠にはない武内宿祢関係の記事が加えられていることから、石
清水八幡宮の関係者ではないかと思われるが、詳細は別稿で論じ
たい。